

新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

（令和3年6月14日現在）

保護者の皆様には、日頃より施設における感染症対策と保育活動の両立に向けた取組にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

6月13日をもって、金沢市に適用されていた『まん延防止等重点措置』が解除となりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリバウンドを防止するためにも、引き続き、以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 日常生活における感染防止対策の徹底について

ご家庭においても、日常生活における三密（密閉、密集、密接）の回避、手洗い、マスクの着用など感染防止対策を徹底するとともに、県域をまたぐ不要不急の移動の自粛、大人数や長時間に及ぶ会食を避けるなど「人と人との接触の回避」や「感染リスクの高い場面の回避」の徹底に努めてください。

また、お子様に発熱等の症状がある場合は、登園はしないで、家庭で様子を見るとともに、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。相談する医療機関に迷う場合には、「石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター」に電話で相談してください。

【連絡先】

石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター 0120-540-004
（24時間対応、フリーダイヤル）

2. 保育所等の休園、登園停止・登園自粛について

当該園の職員・在園児がPCR検査で陽性となった場合、施設内の消毒及び保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間（概ね1～3日間）臨時休園します。

また、以下の場合、在園児は登園停止または登園自粛となりますので、ご協力をお願いいたします。

区 分	対 応	
在園児がPCR検査で陽性となった場合 在園児が濃厚接触者となった場合	登園停止	保健所が指示する期間
在園児の保護者・同居家族が濃厚接触者となった場合	登園自粛	濃厚接触者の健康観察期間が終わるまで
保護者の勤務先が感染症予防の観点から休業となった場合（自主休業を含む）	登園自粛	休業期間中

※ 上記に該当し、欠席した場合の保育料は、日割り計算により減額します。

※ 園児やご家族について、「PCR検査を受けた」あるいは「陽性または濃厚接触者として特定された」場合には、必ず利用施設にご連絡いただきますようお願いいたします。

3. 育児休業等の取扱いについて

就労先との調整の結果「就労開始日」や「育児休業からの復職（切り上げ）」を延期される場合、当面の間は、当初の認定内容（認定事由・認定期間等）の変更や保育所等の退園を求めないこととしました。

① 復職期限 : 6月30日（水）まで延長

② 保育料

登園の有無にかかわらず、利用内定日からの保育料をご負担いただくこととなります。例えば、「5月25日利用開始日」で保育所等の利用が決定した場合、「就労開始日」や「育児休業からの復職（切り上げ）」を延期した場合でも、5月25日からの保育料が発生しますが、上記の期間（5月10日～6月13日）については、保育料を日割り計算により減額いたします。

③ 手続き : 就業等証明書（新たな育児休業の取得、復職年月日記載のもの）を保育所に提出してください。

4. 感染者に対する偏見や差別の防止について

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。**感染者に対する偏見や差別は、決して許されることではありません。**

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。